

令和6年度

環境配慮計画・対策検証とりまとめ業務

特 別 仕 様 書

東北農政局 土地改良技術事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 令和6年度環境配慮計画・対策検証とりまとめ業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、東北農政局職員の技術力向上のため、東北農政局管内の国営土地改良事業等における環境との調和への配慮に関する調査・計画及び設計・施工について、検証・整理し、その結果をとりまとめた執務参考を作成するものである。

(場所)

第1-3条 本業務においては、東北農政局管内の国営土地改良事業等地区を対象とし、作業位置は、別添業務位置図に示すとおりとする。

(一般事項)

第1-4条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めた場合は速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-5条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木、
		農業－農業農村工学
		農業－農村地域計画
		農業－農村地域・資源計画
		農業－農村環境
		環境－環境保全計画
		環境－自然環境保全
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画、農村環境
	環境	環境保全計画、自然環境保全
博士	当該業務に該当する学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-6条 (1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
		農業－農村地域計画
		農業－農村地域・資源計画
		農業－農村環境
		環境－環境保全計画
		環境－自然環境保全
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画、農村環境
	環境	環境保全計画、自然環境保全
博士	当該業務に該当する学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。
- 1) 業務計画作成時点
 - 2) 基本事項整理時点
 - 3) 環境配慮方策事例とりまとめ時点
 - 4) 報告書作成時点
- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1-7 条 担当技術者は共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-8 条 共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。
なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1-9 条 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2-1 条 本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定（改定）年月
1	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計指針	農林水産省農村振興局	平成 27 年 5 月
2	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き	(社) 農業土木学会	平成 14 年 2 月
3	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き（第 2 編）	(社) 農業土木学会	平成 15 年 4 月
4	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き（第 3 編）	(社) 農業土木学会	平成 16 年 5 月
5	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	(社) 農業土木学会	平成 18 年 5 月
6	農村における景観配慮の技術マニュアル	農林水産省	平成 22 年 3 月
7	農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	農林水産省	平成 30 年 5 月
8	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	平成 15 年 8 月
9	国営土地改良事業 調査計画マニュアル	(社) 農業土木事業協会	平成 6 年 6 月
10	国営土地改良事業 調査計画マニュアル(案) VII 環境との調和への配慮	農業農村整備事業計画研究会	平成 29 年 3 月

（作業条件）

第 2-2 条 作業の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 本業務は、別紙 1「国営土地改良事業等地区一覧」に示す地区を検討範囲とする。
- (2) 作業の実施にあたっては、作業方法及び具体的な工程計画を立案のうえ、監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (3) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (4) 作業上支障となる状態が発生した場合は、監督職員と協議する。

（参考図書）

第 2-3 条 本業務で参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定（改定）年月
1	環境省レッドリスト（2020）	環境省	令和 2 年 3 月
2	環境省レッドデータブック 2014	環境省	平成 26 年 9 月
3	特定外来生物等一覧	環境省	平成 27 年 10 月
4	生態系被害防止外来種リスト	環境省・農林水産省	平成 27 年 3 月
5	青森県レッドデータブック（2020 年版）	青森県	令和 2 年 2 月
6	いわてレッドデータブック 岩手の希少な野生生物 web 版	岩手県	平成 26 年 3 月

7	宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト 2023 年版	宮城県	令和 5 年 3 月
8	秋田県版レッドデータブック 2020 動物Ⅱ（哺乳類・昆虫類）	秋田県	令和 2 年 3 月
9	秋田県版レッドリスト 2019（哺乳類・昆虫類）	秋田県	令和元年 10 月
10	秋田県の絶滅のおそれのある野生生物 秋田県版レッドデータブック 2016 動物Ⅰ	秋田県	平成 28 年 4 月
11	秋田県版レッドリスト 2016（爬虫類・両生類・淡水魚類・陸産貝類）	秋田県	平成 28 年 4 月
12	秋田県版レッドリスト 2013（鳥類）	秋田県	平成 28 年 3 月
13	秋田県の絶滅のおそれのある野生生物秋田県版レッドデータブック 2014-維管束植物-	秋田県	平成 26 年 3 月
14	秋田県版レッドリスト 2014（維管束植物）	秋田県	平成 26 年 2 月
15	レッドデータブックやまがた絶滅危惧野生植物 2013 年改訂版	山形県	平成 25 年
16	レッドデータブックやまがた山形県の絶滅のおそれのある野生動物 2019 年改訂版	山形県	令和元年
17	ふくしまレッドリスト（2022 年版）	福島県	令和 5 年 3 月

（貸与資料）

第2-4条 貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	別紙 1 「国営土地改良事業等地区一覧」に記載の資料	一式
2	令和 5 年度環境配慮計画収集・整理業務報告書	一式
3	東北管内環境配慮事例集	一式
4	東北管内生態系配慮事例集	一式

その他、施設に関する詳細資料等は、事例選定を踏まえ追加する。

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第 2-5 条 第 2-3 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1） 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2） 参考図書は作業時点の最新版を用い、設計作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- （3） 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時まで一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、作業の詳細は別紙2「作業項目内訳表」に示すものとする。

作業項目	数 量	備 考
1. 資料の把握	一式	
2. 基本事項の検討	一式	
3. 環境との調和への配慮方策事例集の作成	一式	
4. 照査	一式	
5. 点検とりまとめ	一式	

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 現地調査が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 共通仕様書第1-11条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の添付は行わないこととする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（基本事項整理時点）

第3回 中間打合せ（環境配慮方策事例とりまとめ時点）

最終回 報告書原稿作成段階

打合せ結果については、その都度受注者が「業務打合せ記録簿」を作成し、監督職員と相互に確認するものとする。

なお、打合せはWeb会議システムによる実施を原則とし、初回打合せ前に監督職員と詳細な実施方法を調整するものとする。

また、Web会議実施に当たり新たな機材・通信費を必要とする場合や、やむを得ず対面による打合せを必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 等）により別途 1 部提出するものとする。

（２）成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出先）

第 5-2 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県仙台市宮城野区幸町 3 丁目 1 4 番 1 号

東北農政局土地改良技術事務所

第 6 章 契約変更

（契約変更）

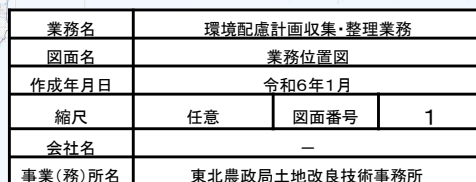
第 6-1 条 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （１）第 2-2 条に示す別紙 1 の「国営土地改良事業等地区一覧」に変更が生じた場合。
- （２）第 3-1 条に示す別紙 2 の「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- （３）第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- （４）第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- （５）履行期間の変更が生じた場合。
- （６）関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- （７）第 3-2 条の（１）により現地調査が必要となった場合
- （８）その他

第 7 章 定めなき事項

（定めなき事項）

第 7-1 条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



別紙 1

「国営土地改良事業等地区一覧」

整理 番号	事業種	地区名	県名	工期	区分	環境配慮 基本方針	環境配慮 計画	期中評価	事後評価	事業誌	備考
1	かん排	平鹿平野	秋田	H13 ～ H21	完了	－	○	○	－	－	
2	かん排	最上川下流沿岸	山形	H13 ～ H23	完了	－	－	－	○	○	
3	かん排	岩木川左岸	青森	H14 ～ H25	完了	－	－	○	－	○	
4	かん排	馬淵川沿岸	岩手	H14 ～ H23	完了	－	－	○	○	○	
5	かん排	小田川二期	青森	H17 ～ R2	完了	○	－	○	－	○	
6	かん排	和賀中部	岩手	H18 ～ H28	完了	－	○	－	－	○	
7	かん排	米沢平野二期	山形	H18 ～ H27	完了	－	○	－	○	○	
8	かん排	猿ヶ石川	岩手	H20 ～ H27	完了	－	○	－	○	○	
9	かん排	中津山	宮城	H20 ～ R1	完了	－	○	○	－	○	
10	地すべり	庄内あさひ	山形	H22 ～ H30	完了	○	－	－	－	○	
11	かん排	赤川二期	山形	H22 ～ R3	完了	－	○	－	－	○	
12	かん排	田沢二期	秋田	H23 ～ R6	実施中	－	○	○	－	－	
13	かん排	平川二期	青森	H24 ～ R3	完了	－	○	－	－	○	
14	かん排	横手西部	秋田	H24 ～ R6	実施中	－	○	○	－	－	
15	かん排	和賀中央	岩手	H25 ～ R7	実施中	－	○	－	－	－	
16	かん排	村山北部	山形	H25 ～ R5	完了	－	○	－	－	－	
17	かん排	岩手山麓	岩手	H26 ～ R9	実施中	－	○	－	－	－	
18	かん排	津軽北部二期	青森	H27 ～ R8	実施中	－	○	－	－	－	
19	かん排	豊沢川	岩手	H27 ～ R7	実施中	○	○	－	－	－	
20	かん排	会津南部	福島	H27 ～ R6	実施中	○	－	－	－	－	
21	応急	浪岡川	青森	H28 ～ H30	完了	○	－	－	－	－	
22	かん排	旭川	秋田	H28 ～ R9	実施中	－	○	－	－	－	
23	応急	須川	岩手	H28 ～ R4	完了	○	－	－	－	○	
24	かん排	会津北部	福島	H28 ～ R6	実施中	○	－	－	－	－	
25	かん排	河南二期	宮城	H28 ～ R9	実施中	－	○	－	－	－	
26	応急	名取川	宮城	H28 ～ R4	完了	○	－	－	－	○	
27	かん排	最上川下流左岸	山形	H29 ～ R11	実施中	○	○	－	－	－	
28	応急	盛岡南部	岩手	H30 ～ R7	実施中	○	－	－	－	－	
29	応急	成瀬皆瀬	秋田	R1 ～ R11	実施中	－	○	－	－	－	
30	応急	雫石川沿岸	岩手	R1 ～ R6	実施中	－	○	－	－	－	
31	応急	角田	宮城	R1 ～ R8	実施中	○	－	－	－	－	
32	かん排	浅瀬石川二期	青森	R3 ～ R18	実施中	－	○	－	－	－	
33	かん排	八郎潟	秋田	R3 ～ R21	実施中	－	○	－	－	－	
34	応急	雄国山麓	福島	R3 ～ R8	実施中	○	－	－	－	－	
35	応急	母畑	福島	R3 ～ R9	実施中	○	－	－	－	－	
36	応急	旧迫川	宮城	R3 ～ R8	実施中	○	－	－	－	－	
37	施設整備	猿ヶ石用水	岩手	R5 ～ R7	実施中	○	－	－	－	－	
38	施設整備	中田	岩手・宮城	R5 ～ R7	実施中	○	－	－	－	－	
	計	38地区				16地区	21地区	7地区	4地区	13地区	

別紙2「作業項目内訳表」

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 資料の把握	貸与資料等の内容を把握し、作業計画を立案する。	○
2. 基本事項の検討		
2-1. 環境との調和への配慮に関する歴史整理	東北農政局管内における環境との調和への配慮に関する考え方等について整理する。	—
2-2. 保全対象生物の整理	東北農政局管内の保全対象生物について整理する。	—
2-3. 景観に関する制限等の整理	東北農政局管内の事業実施地区及び完了地区における景観に関する制限等について整理する。	—
2-4. 環境配慮対策施設等の整理	東北農政局管内における環境との調和への配慮を行った施設を整理〔工種毎（用水路・排水路・貯水池等）、対象毎（植物・動物・鳥類・魚類等）、イベント毎（工事内対策、工事外対策、環境啓発活動等）〕する。 ※国営事業実施中地区における対策施設等の事例については、業務契約締結後、受注者が調査様式を作成し、監督職員と協議後に発注者が調査し、調査結果を受注者へ貸与する。	○
2-5. 調査手法の整理	東北農政局管内における調査手法（景観、生物、水質等）の調査事例及び今後活用が期待される調査手法について整理する。	○
2-6. 効果検証・維持管理等の整理	東北農政局管内において、効果検証が行われている施設について状況（効果発現、リカバリー、課題等）を整理する。	○
3. 環境との調和への配慮方策事例集の作成		
3-1. 環境配慮方策事例のとりまとめ	2. 基本事項の検討により整理した内容を取りまとめ、東北農政局管内における事例集としてとりまとめる。 （環境配慮 10 事例、景観配慮 10 事例程度）	○
3-2. 環境配慮方策事例集の作成	3-1. を取りまとめ事例集（Microsoft PowerPoint）を作成する。	○
4. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
5. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめを行い、業務報告書を作成する。	○

注) 2-1～2-3 の整理内容は貸与資料を参考にし、3-1、3-2 に反映する。